

## 「受動喫煙に関する県民意識調査」(速報)

### 1 調査目的

県民の受動喫煙に関する意識を把握し、受動喫煙防止に対する県民ニーズを明らかにすることにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策検討の基礎資料とするために実施した。

### 2 調査内容

#### (1) 属性情報

- ・ F4～F7

#### (2) 受動喫煙について

- ・ 受動喫煙にあった経験
- ・ 受動喫煙にあった場所
- ・ 受動喫煙による健康への影響の認知状況

#### (3) 受動喫煙防止に関する改正法・条例の認知

- ・ 改正法、条例の認知状況
- ・ 改正法、条例の内容の認知状況
- ・ 改正法の認知媒体

#### (4) 受動喫煙防止に対する意識

- ・ 在学中のたばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた有無
- ・ たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期

#### (5) 受動喫煙防止対策の普及状況、県への期待

### 3 調査設計

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| ① 調査地域   | 神奈川県全域                             |
| ② 調査対象   | 神奈川県在住の満 20 歳以上の男女                 |
| ③ 標本数    | 2,500 サンプル                         |
| ④ 標本抽出方法 | 層化二段無作為抽出                          |
| ⑤ 調査方法   | Web アンケート調査                        |
| ⑥ 調査期間   | 令和 3 年 9 月 15 日 (水) ～ 9 月 29 日 (水) |

## 4 回収結果

### (1) 回収結果

地域		20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	合計
横浜市	男性	68	74	101	94	66	102	505
	女性	65	70	96	86	67	132	516
川崎市	男性	32	39	44	37	25	33	210
	女性	30	35	38	30	23	43	199
横須賀 三浦地域	男性	10	12	17	16	14	25	94
	女性	8	10	18	15	14	35	100
県央地域	男性	28	33	43	38	31	44	217
	女性	26	29	39	34	29	55	212
湘南地域	男性	21	24	35	30	23	39	172
	女性	19	22	33	29	27	50	180
県西地域	男性	4	4	9	9	9	11	46
	女性	3	4	7	8	7	20	49
合計		314	356	480	426	335	589	2,500

横浜市：横浜市全域

川崎市：川崎市全域

横須賀三浦地域：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

県央地域：相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

湘南地域：平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町

県西地域：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 5 結果の集計にあたって

結果数値は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

## 6 回答者のプロフィール

### (1) 居住地域 (N=2,500)

横浜市	40.8%
川崎市	16.4%
横須賀三浦	7.8%
県央	17.2%
湘南	14.1%
県西	3.8%

### (2) 年齢別 (N=2,500)

20～29歳	12.6%
30～39歳	14.2%
40～49歳	19.2%
50～59歳	17.0%
60～69歳	13.4%
70歳以上	23.6%

### (3) 性別 (N=2,500)

男性	49.8%
女性	50.2%

## 7 県民調査結果

F4 あなたはたばこを吸いますか。次の中から1つ選んでください。

	(N=2,500)	(%)
1. 吸わない		67.9
2. 以前は吸っていたが1か月以上吸っていない		15.0
3. 毎日吸っている		15.4
4. 時々吸う日がある		1.7

«F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方が回答»

F5 現在、あなたが吸っているたばこ製品について、あてはまるものをすべて選んでください。

	(N=427)	(%)
1. 紙巻たばこ		77.8
2. 加熱式たばこ		37.7
3. その他		2.3

«F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方が回答»

F6 あなたはたばこを吸うときに気を付けていることはありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

	(N=427)	(%)
1. 公共的な場所（不特定または多数の者が利用する場所）では吸わない		54.1
2. 指定されている喫煙場所以外では吸わない		71.0
3. 禁煙の飲食店などでは吸わない		64.4
4. 混雑している場合は吸わない		49.9
5. 子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない		56.2
6. 周りに食事の人がいる場合は吸わない		45.0
7. 周りの人の了解を得てから吸う		34.2
8. その他		1.6
9. 気をつけていることはない		9.8

「F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した方が回答」

F7 ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

	(N=427) (%)
1. たばこをやめたい	21.3
2. たばこの本数を減らしたい	38.2
3. 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない	40.0
4. その他	0.5

問1 あなたはこの半年間に望まない「受動喫煙」を経験しましたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

	(N=2,500) (%)
1. 経験した	33.8
2. 経験しなかった	66.2

「問1で「経験した」を選択した方が回答」

問2 あなたはどこで受動喫煙を経験しましたか。次の中から選んでください。

(○はいくつでも)

	(N=845) (%)
1. 飲食店（レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等）	23.2
2. 娯楽施設（パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等）	6.9
3. 興行場（映画館、劇場、演芸場等）、公会堂、集会場等	2.1
4. 商業施設（デパート、ショッピングモール、百貨店、小売店等）	9.8
5. 官公庁、病院等	1.3
6. 保育所、幼稚園、学校等	0.5
7. 路上、屋外	76.8
8. その他	13.8

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

	そう 思う	そ う 思 わ な い	わ か ら な い
(N=2,500) (%)			
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	81.2	4.7	14.1
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	75.0	5.1	19.8
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	64.2	5.4	30.4
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	72.3	5.0	22.7

問4 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大しましたが、あなたはどの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

	(N=2,500) (%)
1. 内容までよく理解している	6.0
2. だいたい理解している	27.3
3. ルールが変わったことは知っている	26.4
4. 聞いたことがない、わからない	40.3

「問4で「内容までよく理解している」、「だいたい理解している」、「ルールが変わったことは知っている」を選択した方が回答」

問5 あなたは受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知りましたか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

	(N=1,493)	(%)
1. 県のたより		17.0
2. 市町村の広報紙		19.6
3. 新聞報道、ネットニュース		41.8
4. テレビ・ラジオ番組		44.0
5. タウン紙		3.8
6. 雑誌		1.6
7. イベント・街頭キャンペーン		3.4
8. 電車、バス等の車内広告		4.7
9. チラシ・リーフレット		2.5
10. ポスター		5.8
11. ホームページ		3.8
12. 家族・友人からの情報		7.5
13. 学校・職場・団体からの情報		4.8
14. 禁煙や喫煙の表示		13.2
15. 店頭でのディスプレイ広告		5.6
16. その他		1.2

問6 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。

(〇はいくつでも)

	(N=2,500)	(%)
1. 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙		68.8
2. 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室)		48.6
3. 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する 標識を掲示しなければならない		17.8
4. 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない		14.3
5. 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止		14.4
6. 既存の小規模飲食店は、届出をすれば店内の一部(または全部)で喫煙を しながら		16.7
7. 義務違反があった場合、罰則(過料)が課されることがある		19.8
8. 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙		36.6
9. 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しな ければならない		35.1

問7 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。(○は1つ)

(N=2,500) (%)

1. 内容までよく理解している	3.2
2. だいたい理解している	17.4
3. 条例があることは知っている	36.5
4. 聞いたことがない、わからない	43.0

問8 あなたは飲食店等の出入口に掲出されている、「〇〇喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。次の中から1つ選んでください。

(○は1つ)

(N=2,500) (%)

1. 必ず参考にする	24.1
2. どちらかといえば参考にする	43.9
3. どちらかといえば参考にしない	15.8
4. 全く参考にしない	16.2

問9 あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(N=2,500) (%)

1. 受けたことがある	14.7
2. 受けたことはない	71.8
3. わからない	13.4

«問9で「受けたことがある」を選択した方が回答»

問10 あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)

(N=368) (%)

1. 小学校	37.8
2. 中学校	68.8
3. 高等学校	49.7
4. 短大・大学・専修学校等	12.5
5. その他	2.2

問 11 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

	増えた	変わらない	減った	わからない
(N=2,500) (%)				
ア 屋内禁煙のお店などの数	39.8	15.8	10.1	34.3
イ 禁煙表示を見かける回数	34.8	28.2	3.6	33.3
ウ 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数	16.2	26.7	14.8	42.3
エ 屋内禁煙のお店などを利用する回数	16.7	48.1	10.3	24.8
オ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	21.1	5.8	47.0	26.1
カ 屋内の指定された喫煙場所の数	8.9	25.9	20.6	44.6
キ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	12.2	15.8	24.8	47.2
ク 屋外で喫煙する人の数	18.7	18.0	25.7	37.6

問 12 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで)

	(N=2,500) (%)
1. 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	43.2
2. 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	48.6
3. たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート	22.5
4. 未成年者への喫煙防止教育	26.9
5. 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援	9.7
6. 法や条例の着実な運用	24.8
7. 受動喫煙防止に関する規制の強化	24.0
8. 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進	11.6
9. その他	2.9

«問 12 で「受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した方が回答»

問 13 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

	(N=600) (%)
1. 小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき	54.7
2. 罰則を強化するべき	71.7
3. 職場も対象とするべき	47.7
4. 屋外も対象とするべき	61.7
5. その他	2.0



«問 12 で「受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選択した方が回答»

問 14 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(N=291) (%)

映画館や物販店（県第 1 種施設）の指定たばこ専用喫煙室（加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア）に関する条例の上乗せ規制をなくすべき	29.6
施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき	26.1
罰則を弱めるべき	14.8
受動喫煙防止条例を無くすべき	35.0
その他	13.1